

草津市賃借料情報 (参考)

令和7年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アールあたり)は、以下のとおりとなっています。
令和8年3月1日 草津市農業委員会

農地の区分		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
田	第1地域(圃場整備田)	3,700	6,000	2,000	769
	第2地域(未整備田)	2,600	5,000	1,000	88
畑	特定畑(畑地灌漑施設が完成している畑地)	14,100	28,900	7,000	52
	普通畑(上記以外の畑地)	10,900	18,000	4,400	40

注意事項
 ・この水準は農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借における賃借料決定の参考として提供させていただくものです。使用貸借(無償)は除外しています。
 ・本情報は、実勢の集計値であり、拘束力はなく賃借料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等)に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。
 ・標準的な水準を算出するため、全賃借料データから極端な数値を除いて算出しています。
 ・特定畑と普通畑は、令和7年のデータが僅少だったため、草津市の過去3年分のデータを使用して計算しています。

『農地を売買・賃借したり、転用するときは法律に基づいた手続きが必要です。』

農地は大切な食料の供給基盤であり、かけがえのない農地を守り活かすことが重要です。

農地法第3条の3

農地を相続した場合、農業委員会に届出が必要です。(電子申請を開始しています(市ホームページから申請可))

農地法第3条

農地を農地のままで売買や賃借等をする場合は、農地法第3条による許可申請が必要となります。(農地を取得される方は、一定の要件があります)

農地法第4条

自己所有の農地を自己使用目的で農地以外のものに転用(駐車場や住宅等)する場合は、農地法第4条による許可申請が必要となります。

農地法第5条

農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等権利を移転・設定し、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第5条による許可申請が必要となります。

ただし、農地法第4条および農地法第5条のうち、都市計画法に基づく市街化区域内農地を転用する場合は届出になります。

違反した場合

許可なく転用したり、許可の条件に違反している場合は工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります(農地法第51条)。

違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます(農地法第64条、67条)。

申請の締切日

毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。)ただし、市街化区域農地転用届出は、随時受付しています。

農業委員会総会開催日

農業委員会総会は毎月10日の午後1時30分(原則)より開催しております。(10日が休日の場合は翌日の平日、但し、12日以降となる場合、平日9日に開催)

総会の傍聴

総会開始時間の30分前から開始までの間に事務局までお申し込みください。定員5名を超えた場合は抽選により決定します。

農地に関する相談について (要予約)

農地法の許可申請、届出および相談は、電話で事前の予約をお願いします。(職員は、現地調査や会議等で不在になる時間帯があり、予約のないご相談等は、当日に承れない場合がありますのでご注意ください) また、ご相談の際は、対象の土地の地番や事業計画等を明確にしたうえで、土地所有者が窓口にお越しください。

土地所有者が来られない場合は、委任状の提出が必要となります。

農業委員会事務局 農地係
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
TEL: 077-561-2415 FAX: 077-561-2486

【第8回アオバナ川劇】

(特選) カジ
血糖値 下げてアオバナ 名を上げる
(入選) まなぶ
祖母の手に 青花紙の 蒼の色
(入選) ムララ
アオハルに コイバナ咲かす アオバナか

安心して豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!!



お問合せは...

草津市農業委員会事務局
TEL 077-561-2415
JAレック滋賀
草津地区統括本部総務課
TEL 077-562-2391

農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可)
- 国民年金第1号被保険者

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方で、後継者に移譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会だより

発行・編集

草津市農業委員会

草津市草津三丁目13番30号

TEL 077(563)1234 代表

077(561)2415 直通

FAX 077(561)2486

E-mail nogyo@city.kusatsu.lg.jp



約2,000棟(近畿最大級)のビニールハウス群を有する山田学区。次代を支える担い手育成を目的とした「第8回キッズシネマ塾」には、地元農業委員(中島 春樹委員)も制作に協力しました。

トピック

P6 農業委員・農地利用最適化推進委員募集!! 農業委員会委員への女性の参画

令和7年5月28日 第31回「農業委員会だより」全国コンクールにおいて、全国農業新聞賞を受賞しました。



QRコード (農委HP)



ご挨拶

農業委員会 会長 今井 修

早春の候、農業者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、高齢化・担い手の減少といった構造的な課題に加え、生産資材や設備価格の高騰等、厳しい状況が続いており、生産意欲の低下や離農者の増加が懸念される等、予断を許さない状況です。

また、担い手が農地を引き受けやすい環境づくり、担い手不足の地域への具体的な支援策の実施等が課題として挙げられます。

このような中、本市農業委員会は、地域の「人」と「農地」の問題を一体的に解決し、多面的機能を有する貴重な農地を次世代へ確実に継承することや、草津市の豊かな農業を守り育てるため、より良い「地域計画」の更新と着実な実行に向け、草津市と連携し、農業者や関係機関の皆様とともに、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が一丸となって、諸課題の解決や農地利用の最適化に鋭意取り組んでまいります。

地域農業の新たな展開を支えるべく、引き続き皆様とともに歩んでまいりますので、今後とも、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

市長へ意見書を提出しました

農業委員会等に関する法律に基づき、草津市の農地等利用最適化推進施策の改善を図るため、令和7年10月17日に「草津市農業施策等に関する意見書」を市長へ提出し、市長や市幹部職員と意見交換を行いました。

また、令和7年11月27日には、県選出国會議員と農業委員会が抱える課題について意見交換を行うなど、積極的な活動を行いました。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

- ① 地域計画の更新と実現に向けた支援
- ② スマート農業等の次世代型農業の推進
- ③ 雇用型農業の推進
- ④ 多様な担い手に対する支援

2 草津市の農業の発展に関する要望

- ① 地元産農産物の販売先の確保
- ② 農福・農商工・農学連携の強化
- ③ 農村集落の変容の把握と共同作業の手法の研究

3 国・県に関する要望

- ① 違反転用の抑止に関する要望
- ② 需要変動による米価下落への対応
- ③ 農業委員会事務局体制の強化にかかる要望

意見書(全文)はHPに掲載しています →



市長へ意見書の提出



県選出国會議員との意見交換

担い手への農地の集積・集約化

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、担い手の生産性向上のためにも、農地の集約化などの取組を加速化することが喫緊の課題です。

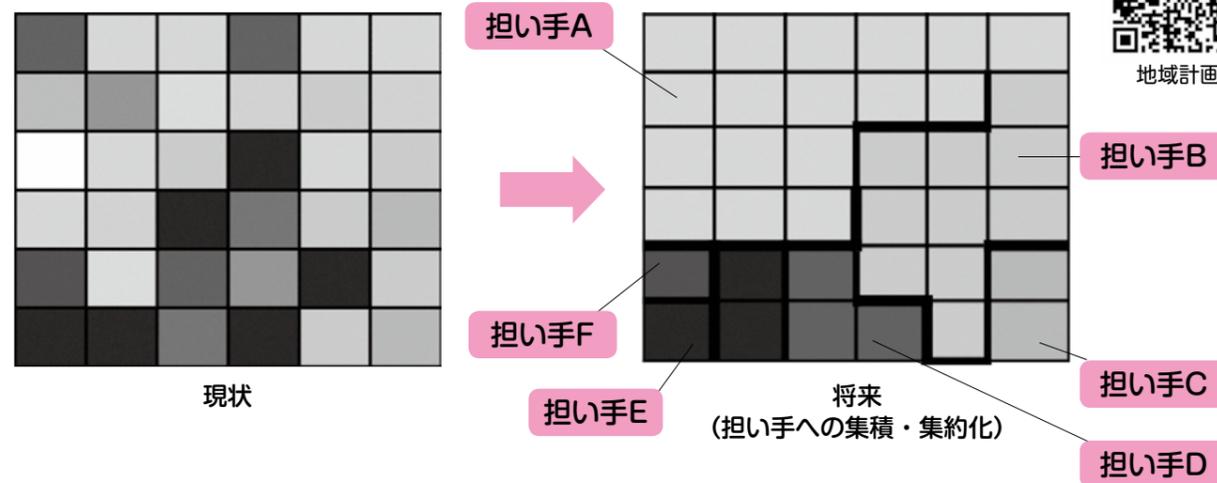
このため、令和7年3月に市が策定した地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)における担い手への農地の集積・集約化を推進するためには、担い手だけでなく、農地の所有者の皆様のご理解とご協力が必要です。

地域計画区域内の農地(=農振農用区域内の農地(青地))の貸し借りや売買にあたっては、地域の担い手への集積・集約化が進むよう、地域計画(目標地図)を参考にさせていただくとともに、必要に応じて、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、もしくは市農業委員会事務局等へご相談ください。

各地域の地域計画(目標地図)は、市ホームページに掲載しています。



地域計画



「売りたい」「貸したい」農地を公表しています

担い手への農地の集積・集約化や農地の利用の促進を図るため、農地所有者に対して、「売りたい」「貸したい」の意向(令和7年8月1日現在の意向)を確認し、公表していますので、活用ください。

項目	閲覧方法	所在地(地番)	位置	地目	面積	所有者氏名	意向	
							売りたい	貸したい
意向調査結果リスト	窓口	○	×	○	○	○	○	○
eMAFF農地ナビ	ホームページ	○	○	○	○	×	○	○



eMAFF農地ナビ

農地パトロールを実施しました

遊休農地の実態把握や発生防止・解消等を図るために、農地パトロールを実施しました。

遊休農地は、雑草が生い茂り、景観を損なうだけでなく、病虫害発生、火事の原因となるなど、周辺にも多大な迷惑になります。

雑草等が繁茂する前に、草刈りを行い、適正な管理をお願いします。



委員による農地パトロールを実施

農業委員・農地利用最適化推進委員募集!!

①農業委員

◆募集人数	14人
◆任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
◆職務内容	農地の権利移動や転用に係る許認可業務、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地や違反転用の発生防止・解消に向けた指導・監視業務、新規参入の促進等に伴う調査・助言、地域計画の更新・達成に向けた取組等
◆委員報酬	月額 37,600円
◆推薦・応募の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
◆推薦・応募の手続	所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参で、農林水産課へご提出ください。
◆問い合わせ先	農林水産課 農林水産係 電話 077-561-2347 (直通)

②農地利用最適化推進委員

◆募集人数	10人 志津区域1人、草津区域1人、老上区域2人、山田区域2人、笠縫区域2人、常盤区域2人
◆任期	委嘱の日（令和8年7月20日以降の日）から令和11年7月19日まで
◆職務内容	担い手への農地の集積・集約化、遊休農地や違反転用の発生防止・解消に向けた指導・監視業務、新規参入の促進等に伴う調査・助言、地域計画の更新・達成に向けた取組等
◆委員報酬	月額 33,200円
◆推薦・応募の資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
◆推薦・応募の手続	所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参で、農業委員会事務局へご提出ください。
◆問い合わせ先	農業委員会事務局 農地係 電話 077-561-2415 (直通)

上記①、②の共通事項

◆推薦・応募の方法	①個人からの推薦 ②団体からの推薦 ③一般応募 募集要項および申込書は次の窓口へ備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。 農業委員会事務局・農林水産課（共に市役所4階）、各地域まちづくりセンター
◆受付期間	令和8年3月3日（火）から3月30日（月）まで【必着】 ※持参される場合は、市役所開庁日の9時から16時45分までにご提出ください。

農業委員会委員への女性の参画

地域農業の多様なニーズ把握、相談しやすい雰囲気作りのほか、新たな視点や活性化につながっています。



zoom研修への参加



市長へ女性登用要請書の手渡し

委員の思い



農業委員会
副会長

杉江 善博

近年、農業を取り巻く環境は厳しく、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、物価上昇による生産費の高騰、地球温暖化による異常気象等多岐にわたります。

これらの課題が、今の米価の高騰にも繋がっていると思われま。

将来像を描く「地域計画」の更新に参画しており、点在する農地を集約し、効率的生産によるコストダウンや、計画的に農産物の安定供給、そして、持続可能な農業を目指しています。

今後とも、委員の活動に、ご理解、ご協力をお願いいたします。



農地利用最適化推進委員会
副委員長

一浦 秀樹

大型農業機械が入りづらい農地や生産性の低い農地、また、高齢化や後継者不足等に伴い増加した、遊休農地の解消に向けた取組が必要です。

このような課題解決のために、担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化、新規参入の促進を進めています。地域の方々にご協力をいただきながら、解決に向けて努力していきたいと思ひます。

今後とも、委員の活動に、ご理解、ご協力をお願いいたします。



農地利用最適化推進委員会
委員長

田村 茂

農業を次世代に継承し、持続的に発展させるためには、経営形態の法人化、農業に関心を持つ人や、女性の農業への参画等、幅広い人材の確保が必要です。

また、遊休農地等により農地利用面積が減少するため、解決に向けて、関係機関と連携した取組が必要です。

集約化の効果が表れるよう、市と農業委員会はもとより、農業者や関係機関が新しい農業のあり方を共有し、「地域計画」の更新に取り組んでまいります。

今後とも、委員の活動に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

「就農支援員」による積極的な支援をしています

(電話 077-561-2347 (直通))

新規就農者を確保するため、市農林水産課内に「就農支援員（就農相談窓口の一元化）」を配置しています。

多岐にわたる新規就農者の課題に対し、相談者と伴走しながら、関係機関と連携、課題解決に取り組んだ結果、令和6年度は7名（内、認定新規就農者1名）を就農につなげることができました。

さらに、令和7年度からは、就農希望者に向けた農業体験研修事業を新たに開催することで、就農を実現させるための心構えや技術などの学び、就職就農などへの足掛かりとなるような取組も進めています。

興味のある方に、是非、ご紹介をお願いします。

新規就農者の紹介

「就農支援員」の支援等によって、令和6年度に新たに就農された「服部京太さん」のメッセージをご紹介します。

約20年勤めた、JAを退職して新規就農しました。

野菜を販売する仕事から、生産する仕事への珍しい転職です。

北山田町にご縁があり、ハウスを8棟借りて、水菜、草津メロン、すいかを栽培しています。失敗の連続ではありますが、地域の方々に教えていただき、良い野菜が収穫出来た時のやりがいは何物にも代え難いです。

6月頃よりすいか等を直売します。インスタグラム等で販売情報をチェックして、是非、お立ち寄りください。



ハウスでの収穫

私たちが草津市の農業委員・農地利用最適化推進委員です

(令和8年2月現在)

草津市農業委員会では、農地法に基づく手続きのほか、農地の集積・集約や遊休農地の解消等への取組を行っています。農地と担い手に関わること、経営や後継者問題、離農を検討している等、お困りのことがありましたら御相談ください。(相談活動によって得た個人情報は、目的外には使用せず適正に取り扱います。)

※現委員は令和8年7月19日までの任期です。



農 今井 修
集町502番地
090-9117-7057



推 平井 重己
平井三丁目9番3号
077-563-8300

【上笠 野村 平井 川原 駒井沢 新堂 集】

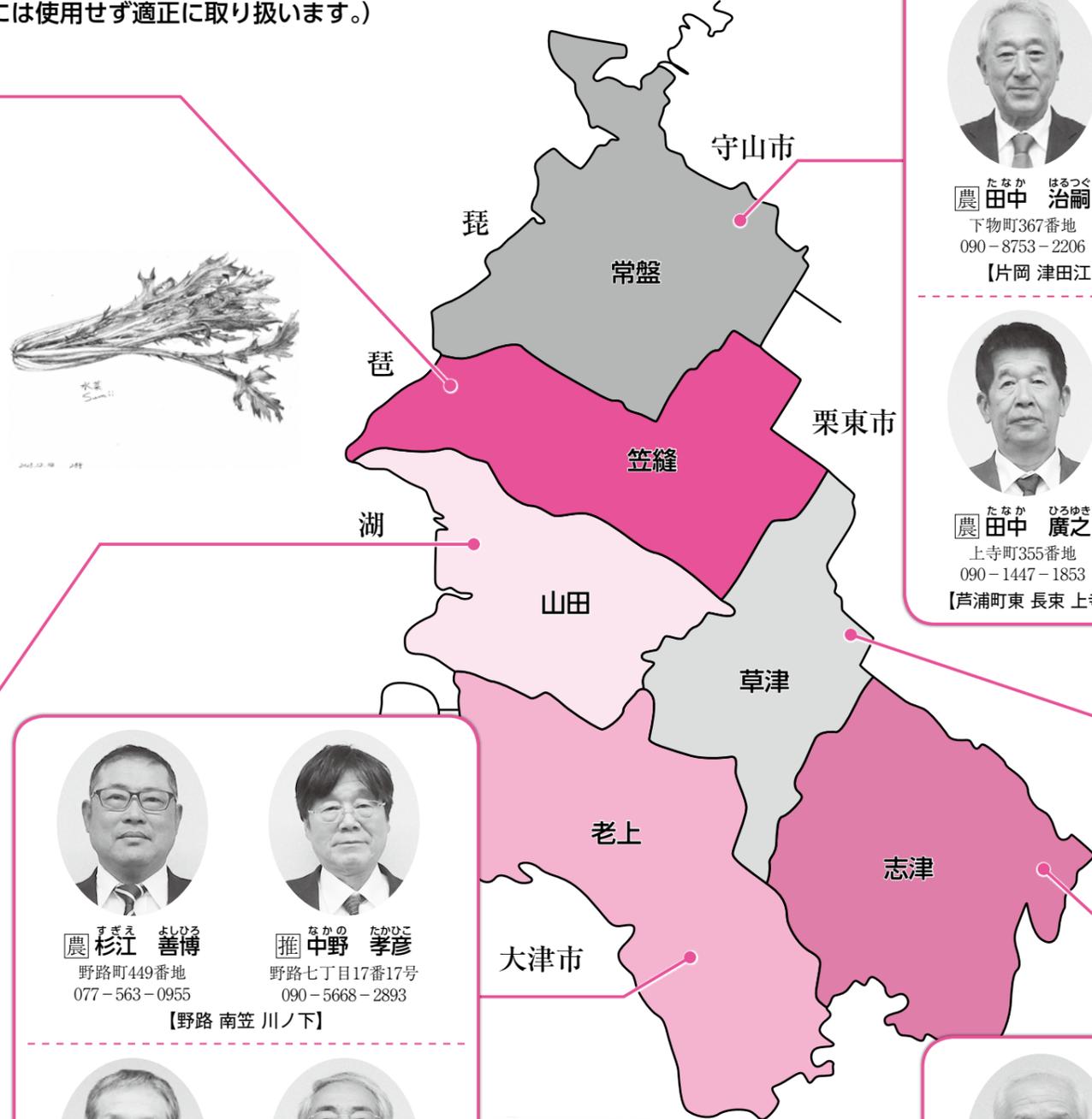


農 田中 実
下笠町1564番地
090-3724-2011



推 山元 憲司
下笠町1157番地1
077-568-0184

【下笠馬場 下出 井之元 市場 寺内 北出 南出 小屋場 浜 松原】




農 田中 治嗣
下物町367番地
090-8753-2206



推 片岡 正春
片岡町562番地
077-568-2689

【片岡 津田江 志那中 下寺 下物 芦浦】



農 田中 廣之
上寺町355番地
090-1447-1853



推 一浦 秀樹
志那町854番地3
090-3655-2831

【芦浦町東 長束 上寺 穴村 志那 志那吉田 北大堂】



農 中島 健一
北山田町800番地
090-5647-9395



農 木下 弥生
志那中町396番地1
090-2061-5059



農 奥村 次一
馬場町735番地
090-3271-8393



農 堀 裕子
野路八丁目3番4号
077-562-8707

【団体等から推薦を受けた委員および中立委員】

※田中治嗣委員は、令和7年12月に滋賀県農林水産功労賞を受賞されました。



農 中島 春樹
北山田町922番地7
090-5369-9391



推 佐山 末男
木川町912番地6
090-3354-6384

【北山田 木川 出屋敷 新田】



農 中瀬 康夫
南山田町704番地
080-3812-0575



推 山岡 康一
山田町162番地
080-3834-6522

【五条 山田 岡 南山田 不動浜 御倉】



農 杉江 善博
野路町449番地
077-563-0955



推 中野 孝彦
野路七丁目17番17号
090-5668-2893

【野路 南笠 川ノ下】



農 角井 廣司
新浜町73番地
077-562-7266



推 山本 光作
矢橋町1350番地
090-2064-1654

【新浜 矢橋 橋岡】



農 我孫子 利和
東草津三丁目5番10号
077-562-4376



推 田村 茂
草津三丁目3番10号
077-562-5053

【大路井 元町 本町 西草津 矢倉 渋川】



農 奥村 厚夫
山寺町494番地
077-563-3498



推 辻 善一
青地町1615番地
090-2708-5590

【馬場 山寺 山寺新田 岡本 青地 追分】

農：農業委員
推：農地利用最適化推進委員
【 】：担当区域

農業委員、農地利用最適化推進委員は、市内の6区域で活動しています。この区域は旧6小学校区としています。